

令和2年1月10日

観光庁旅行振興担当参事官室 御中

京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課  
(担当:「民泊」対策担当 075-222-4272)

**京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に  
関する条例適用状況照会制度について（周知依頼）**

日頃は、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

令和元年11月21日付で「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」の改正等について周知依頼をさせていただいたところですが、利用客が安全安心を欠いた条例に不適合の施設に宿泊しないために、できるだけ早期に必要な体制を確保していただけるよう、この度、本市条例の適用状況を簡易に確認できる照会制度を設けました。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）及び一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）について、別添の文書を通知し、当該制度を活用していただくよう、周知の御協力をお願いいたします。

令和 2 年 1 月 1 0 日

旅館業施設を取り扱う旅行者の皆様

京都市保健福祉局医療衛生推進室  
医 務 衛 生 課 長  
医 療 衛 生 セ ン タ ー 長

## 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例 適用状況照会制度について

日頃は、本市の公衆衛生行政の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

令和元年11月21日付け「旅館業施設における使用人等の駐在規定について」(参考資料参照)により、全ての旅館業施設に駐在(又は駆け付け)義務(以下「駐在規定」という。)を課した標記条例の周知と併せて、条例に適合した適正な運営を行う施設のみが掲載されるよう協力依頼をさせていただいたところでは、

本市では、標記条例の全面施行となる**令和2年4月1日以降、駐在規定を遵守しないなど不適正な運営を行う施設には順次指導を行い、是正されない悪質な施設に対しては、行政処分も視野に厳正に対処**してまいりますが、行政処分の対象となった場合には、当該宿泊施設の利用ができなくなり、結果として宿泊者の信用を失うことにつながるおそれがあります。

このような無用な混乱を避け、安全安心で地域と調和した適正な運営を確保するためにも、**できるだけ早期に条例に適合した体制の確保が必要**となります。

そこで、法令遵守を後押しするための予約の見直しや未手続施設の非掲載判断に御活用いただけるよう、**変更届の提出が必要となる施設を明確化するための新たな照会制度**(詳細は、別紙「照会実施要綱」参照)を設けましたので、お知らせいたします。

### 【照会制度における施設分類】

**第1類** 施設内に駐在が必要な施設

**第2類** 駆け付けによる駐在規定適用済みの施設

**第3類** 経過措置の適用を受けており、令和2年3月31日までに**体制の変更が必要な施設**

**※ 令和2年3月31日までに駐在規定を満たすよう体制を整備し、本市に変更届を提出する必要があります。**

当該照会制度は、旅行者であれば本市との事前協議により**一括照会も可能**ですので、当該照会制度を積極的に御活用いただき、仲介サイト等の適正な運営を確保していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 【照会制度問合せ先】

部署名：医務衛生課 「民泊」対策担当

連絡先：075-222-4272

E-mail：eisei@city.kyoto.lg.jp

注意点：一括照会を希望される場合には、上記連絡先に御連絡いただき、**必ず事前協議**をお願いいたします。

【裏面あり】

○京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（抄）  
（旅館業の適正な実施）

第18条 中略

8 営業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所に、人を宿泊させる間滞在し、又は  
使用人等を滞在させなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設け  
ない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 施設の内部

(以下略)

附則 1及び2 略

(経過措置)

3 改正後の条例第18条第8項の規定は、許可の申請（平成30年9月15日前にされたものに限る。）に係  
る施設、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用す  
る場合を含む。）の規定による確認の申請（同日前にされたものに限る。）に係る施設及び同日前にこの条例  
による改正前の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第16条  
第1項に規定する標識又は改正後の条例第16条第1項に規定する標識が設置された施設において旅館業を  
営む者並びに営業者（旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行う  
ための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの及び改正後の条例第10条第1項後段に規定す  
る施設外玄関帳場をいずれも設けていない者に限る。）については、平成32年3月31日までの間、適用し  
ない。

(以下略)

旅館業施設を取り扱う旅行者様へ

令和元年11月21日  
京都市保健福祉局医療衛生推進室  
医務衛生課長  
医療衛生センター長

## 旅館業施設における使用人等の駐在規定について

日頃は、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、旅館業施設について、安全安心の確保と周辺地域の生活環境との調和を図るため、「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」を改正、施行したところです。

当該改正に伴い、原則として人を宿泊させる間、営業者や従業員（使用人等）が旅館業施設内に駐在することが義務付けられており、条例で定める期日（令和2年3月31日）までに、必要な体制を確保しなければなりません（なお、既に当該駐在規定を適用されている施設についても、今後も適正な管理運営が必要です。）。

つきましては、下記のとおり、条例の内容についてお知らせするとともに、貴社が取り扱う旅館業施設について、適正な運営がなされる施設のみが掲載されるよう、御協力をよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 旅館業施設における使用人等の駐在規定の周知等について

旅館業の適正な運営を確保するため、施設に人を宿泊させている間、使用人等を原則として当該施設内に駐在させなければなりません。駐在させることができる場所については、次の(1)～(3)のように、複数のケースがあるため、別紙基準を御参照いただき、貴社が取り扱う宿泊施設の運営者の皆様に周知し、早急に必要な措置を講じていただくための啓発に御協力を願ひいたします。

##### (1) 施設内に玄関帳場を設置している場合（原則）

当該施設内に駐在させてください。（注：変更が生じる場合、変更届の提出が必要です。）

##### (2) 小規模宿泊施設\*であって、施設外玄関帳場を設置する場合

施設外玄関帳場、又は当該施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。（注：変更届の提出が必要です。）

※ 小規模宿泊施設・・・戸建てを利用して、宿泊客を9名以下の1組に限定し、施設全体を1室として利用するもの。

##### (3) 小規模宿泊施設であって、京町家条例に規定する京町家として、玄関帳場の設置が免除されている場合

⇒ 当該施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。（注：変更が生じる場合、変更届の提出が必要です。）

#### 2 宿泊施設の適正な運営のための取組について

適正な運営が確保されていないと本市が確認した宿泊施設については、取扱を中止する等の必要な措置を講じるなど、本市における宿泊施設の適正運営の確保に御協力を願ひいたします。

（問合先）

- 1 駐在規定に関すること：  
医療衛生センター宿泊施設監視指導担当（電話：075-585-5653）
- 2 変更届に関すること：  
医療衛生センター旅館業審査担当（電話：075-746-7209）

**本市では、違法な「民泊」に関する通報を広く受け付けております。違法な「民泊」を発見された場合には、次の連絡先に御連絡ください。**

**民泊通報・相談窓口 ☎075-223-0700**

FAX：075-223-0701 電子メール：minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp

受付時間：午前10時～午後5時 年中無休（ただし、年末年始を除く。）

京都市内で旅館業（簡易宿所）を営業されている皆様へ

## 旅館業法及び京都市の旅館業に関する条例改正に伴い、 令和2年3月31日までに取り組んでいただくことがあります！

### ●旅館業施設における使用人等の駐在規定を設けました！

施設に人を宿泊させている間、営業者や従業員（使用人等）を駐在させなければなりません。駐在する場所は、玄関帳場の設置場所によって異なります。

・施設内に玄関帳場を設置する場合

→施設内部に駐在させてください。

・小規模宿泊施設であって施設外玄関帳場を設置する（※下記及び裏面参照）場合

→施設外玄関帳場、又は宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。

・京町家条例に規定する京町家であって、玄関帳場の設置が免除されている場合

→宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在させてください。



改正旅館業法及び条例の施行前日（平成30年6月14日）までに許可を取得した施設等（既存施設）についても、上記の規定に適合させる必要があります。経過措置として適用が猶予されている令和2年3月31日までに必要な措置を講じてください。

既存施設であっても、玄関帳場を施設外に設置すること（施設外玄関帳場）ができます。

現在、施設内に玄関帳場を設置している場合であっても、以下の条件に適合し、必要な構造設備を設け、変更届を提出することにより、施設外玄関帳場を設置することができます。

・条件

次の要件を備える簡易宿所営業の施設（小規模宿泊施設）であること。

- ①客室数は1室
- ②施設のすべてを宿泊者の利用に供するもの
- ③1回の宿泊は、9人以下で構成される1組に限定

・構造設備（主なもの）

◎小規模宿泊施設

必要な構造設備：鍵、電話機、ビデオカメラ等

◎施設外玄関帳場

必要な構造設備：施設内玄関帳場と同等の設備＋モニター等

設置位置：小規模宿泊施設まで10分以内に到着することができる場所（道のりでおおむね800m以内）

駐在規定のほか、旅館業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、条例、規則、要綱を一体とした京都市独自のルールを策定しました。本市独自のルールや、変更届の様式については下記URLを御確認ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000177773.html>（京都市旅館業の手続きについて）

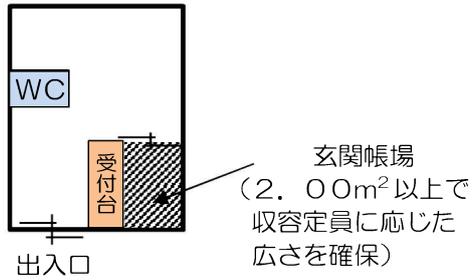
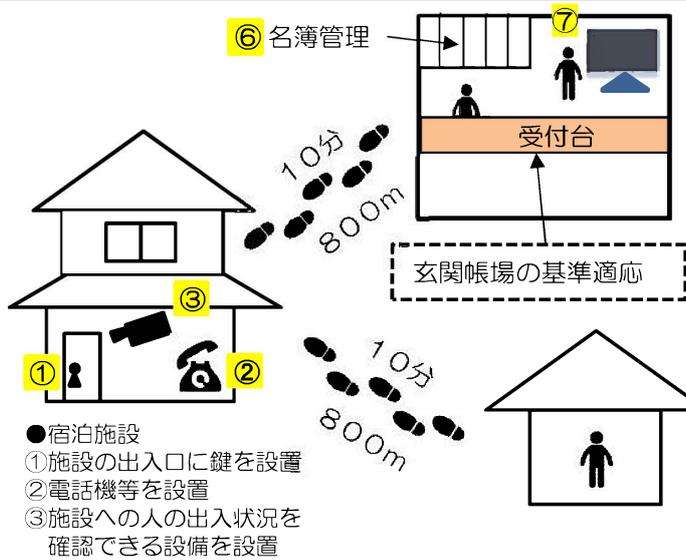
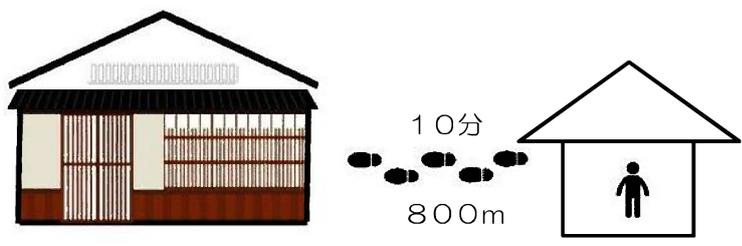
変更届の提出に当たっては、基準を御確認のうえ、医療衛生センター旅館業審査担当に事前に御相談ください。

（問合せ先）京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

旅館業審査担当（変更届等の受付） TEL 075-746-7209

宿泊施設監視指導担当（適正な運営の監視指導） TEL 075-585-5653

簡易宿所営業

<p>(1) 玄関帳場を設ける場合</p>	<p>構造設備の主な基準</p>  <p>①客室利用者が必ず通過し、出入りを視認できる場所に玄関帳場を設置すること。          ②玄関帳場には、受付に支障がない高さの受付台を設けること。          ③施設内に使用人等が使用できる便所等を設けるよう努めること。</p> <p>管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設内部に駐在すること。</li> <li>・営業者は、施設内部で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。</li> </ul>
<p>(2) 施設外玄関帳場を設ける場合</p>	<p>条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宿泊施設であって、次の構造設備の基準に適合するもの</li> </ul> <p>構造設備の主な基準</p>  <p>●施設外玄関帳場          ④宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に設けること。          ⑤他の営業の用途、住戸と区画          ⑥個人情報の取扱いに注意          ⑦③による確認を常時行う。          ⑧施設外玄関帳場の標示</p> <p>●使用人等の駐在場所          ⑨宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）であること。          ⑩特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。</p> <p>●宿泊施設          ①施設の出入口に鍵を設置          ②電話機等を設置          ③施設への人の出入状況を確認できる設備を設置</p> <p>管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業者は、施設外玄関帳場内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。</li> <li>・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、施設外玄関帳場に駐在し、人の出入を常時確認すること。</li> <li>・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在すること。</li> <li>・緊急対応を担当する使用人等が管理できる施設数は、1人当たり5施設までとする。</li> <li>・緊急対応を担当する使用人等が施設外玄関帳場に駐在する場合は、宿泊者の出入り確認等を行う別の担当者1名を駐在させること。</li> </ul>
<p>(3) 京町家を活用する場合</p>	<p>条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模宿泊施設であって、かつ、京町家条例に規定する京町家であるもの</li> </ul> <p>構造設備の主な基準</p>  <p>●使用人等の駐在場所          ①宿泊施設まで10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）であること。          ②特別な構造設備は必要ないが、長時間の駐在が可能であること。</p> <p>管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業者は、施設内で面接の方法により、宿泊者の本人確認、人数確認及び鍵の受渡しをすること。</li> <li>・営業者又は使用人等は、人を宿泊させる間、宿泊施設に10分以内に到着できる場所（道のりでおおむね800m以内）に駐在すること。</li> </ul>

## 京都市簡易宿所営業の施設に係る条例適用状況に関する照会実施要綱

令和元年11月22日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市内における旅館業法（以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けた簡易宿所営業の施設について、当該施設の営業者等（法第3条の2第1項に規定する営業者又は京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する管理者をいう。以下同じ。）からの構造設備に係る条例適用の状況に関する照会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

## (照会)

第3条 営業者等は、自らが管理運営する簡易宿所営業の施設における構造設備に係る条例適用の状況について、別記第1号様式により京都市長に照会することができる。

2 前項の照会は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター（以下「センター」という。）に持参し、提出するものとする。

## (回答)

第4条 前条の照会があったときは、当該施設が別表に規定する類型のいずれに該当するかを別記第2号様式により回答するものとする。

2 前項の回答は、センターの窓口において交付するものとする。

## (委任)

第5条 旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業者等（住宅宿泊事業法第2条第10項に規定する住宅宿泊仲介業者を含む。以下「仲介業者」という。）が営業者等から委任を受けた場合、仲介業者は、営業者等に代わって第3条の照会を行い、前条の回答を受けることができる。

2 前項の規定により仲介業者が委任を受けて照会する場合は、仲介業者は、保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課と事前に協議し、照会の方法その他手続について調整するものとする。

(標準処理期間)

第6条 第4条の回答は、第3条の照会があった日の翌日から起算して、10営業日以内に行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

類 型	条例適用の状況	備 考
第1類	<p>条例第9条第1項第2号の規定により施設内に玄関帳場を設け、同第18条第8項第2号の規定により施設内に使用人等が駐在する簡易宿所営業の施設</p>	<p>小規模宿泊施設に構造変更しようとするときは、変更届出が必要となる。</p>
第2類	<p>以下の(1)、(2)のいずれかに該当する小規模宿泊施設</p> <p>(1) 条例第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設け、同第18条第8項第1号の規定により施設からおおむね10分以内に到着することができる場所（施設からおおむね800m以内にある場所で、施設外玄関帳場を含む。以下「駐在場所」という。）に使用人等が駐在する施設</p> <p>(2) 京町家であって、条例第10条第2項の規定により施設外玄関帳場の設置に代えて、同第18条第8項第1号の規定により設けた駐在場所に使用人等が駐在する施設</p>	
第3類	<p>小規模宿泊施設であり、かつ、京町家であって、条例第9条第1項第2号に規定する玄関帳場又は同第10条第1項に規定する施設外玄関帳場のいずれも設けていないが、第2類に該当しない施設</p>	<p>令和2年3月31日までに玄関帳場又は駐在場所を設け、使用人等を駐在させたうえ、同年4月10日までに変更届出を行う必要がある。</p>

(注) 第3類の施設については、令和2年度以降、第1類又は第2類の施設に移行する必要がある。第3類のままであったり、第1類又は第2類施設に移行しながら、適切に使用人等が駐在していない場合は、条例第20条第1項に規定する勧告及び第2項に規定する命令が行われることがあり、第2項の命令の発出に当たっては、当該事実を公表する。



第2号様式（第4条関係）

保医セ第 号  
年 月 日

（営業者等（照会者）氏名・法人にあつては名称及び代表者） 様

京都市長 ○○ ○○  
（担当：医療衛生センター）

**簡易宿所営業の施設に係る条例適用状況について（回答）**

京都市簡易宿所営業の施設に係る条例適用状況に関する照会実施要綱第4条の規定により、次の簡易宿所営業の施設について、下記のとおり、該当する類型を回答します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	京都市 区
許 可 の 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
営 業 者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	

記

（簡易宿所の類型） 第○類

【注 第3類に該当する簡易宿所については、令和2年3月31日までに、条例に適合した玄関帳場又は施設外玄関帳場等を設け、使用人等を駐在させたいえ、同年4月10日までに変更届出を行う必要があります。】

【裏面あり】

**参考** 京都市簡易宿所に係る条例適用状況に関する照会実施要綱（別表）

類 型	条例適用の状況	備 考
第1類	条例第9条第1項第2号の規定により施設内に玄関帳場を設け、同第18条第8項第2号の規定により、施設内に使用人等が駐在する簡易宿所営業の施設	小規模宿泊施設に構造変更しようとするときは、変更届出が必要となる。
第2類	以下の(1)、(2)のいずれかに該当する小規模宿泊施設 (1) 条例第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設け、同第18条第8項第1号の規定により施設からおおむね10分以内に到着することができる場所（施設からおおむね800m以内にある場所で、施設外玄関帳場を含む。以下「駐在場所」という。）に使用人等が駐在する施設 (2) 京町家であって、条例第10条第2項の規定により施設外玄関帳場の設置に代えて、同第18条第8項第1号の規定により設けた駐在場所に使用人等が駐在する施設	
第3類	小規模宿泊施設であり、かつ、京町家であって、条例第9条第1項第2号に規定する玄関帳場又は同第10条第1項に規定する施設外玄関帳場のいずれも設けていないが、第2類に該当しない施設	令和2年3月31日までに玄関帳場又は駐在場所を設け、使用人等を駐在させたうえ、同年4月10日までに変更届出を行う必要がある。

(注) 第3類の施設については、令和2年度以降、第1類又は第2類の施設に移行する必要がある。第3類のままであったり、第1類又は第2類施設に移行しながら、適切に使用人等が駐在していない場合は、条例第20条第1項に規定する勧告及び第2項に規定する命令が行われることがあり、第2項の命令の発出に当たっては、当該事実を公表する。

**※ 小規模宿泊施設とは**

旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業を営む施設で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 客室の数が、1であること。
- (2) 施設の全てを宿泊者の利用に供するものであること。
- (3) 宿泊の形態が、1回の宿泊について、9人以下で構成される1組に限られること。